

家族介護用品支給事業の利用について

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつやその他の用品を購入する際の費用を一部補助します。

- 支給対象者 65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度で、要介護4または5の認定を受けている方を在宅で介護している家族であって、高齢者及び介護者ともに茨城町内に住所を有する方
- 支給額 ①非課税世帯 月額5,600円以内
②課税世帯 月額4,000円以内
※世帯とは、住民基本台帳を基本とします。介護者が別世帯の場合は、介護者の世帯も含まれます。紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤（液体、泡タイプ）、お尻拭き、からだ拭き次の町指定業者で購入して頂きます。
- 補助対象介護用品
- 利用店 ①みすず薬局 石崎店（上石崎） ②カワチ薬品 茨城町店（長岡）
③カワチ薬品 桜の郷店（桜の郷） ④コスモ調剤薬局こづる（小鶴）
⑤ツルハドラッグ 水戸南店（長岡） ⑥ツルハドラッグ 茨城桜の郷店（桜の郷）
⑦ケーヨーデイツー 茨城町店（長岡）
- 利用券の返却 支給対象者が、介護度の変更・入所・入院・転出等により対象要件に該当しなくなったときは、介護用品利用券を返却してください。
- 更新申請 毎年6月に更新申請があります。
 - ・受付期間 6月1日(木)～9日(金)
 - ・申請場所 長寿福祉課（1階4番窓口）で申請してください。
 - ・持参するもの 介護保険証、申請に来る方の身分証

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎029-291-8407(直通)

消費生活センター

その通販サイト本物ですか!? ～“偽サイト”の見分け方を知り危険を回避しましょう～

インターネット通販で「販売業者の連絡先がわからない」「注文後に偽通販サイトだと気が付いた」などの相談が寄せられています。

事例

- ◆通販サイトでクレジットカード決済をしたが、商品は届かず、クレジットカードを不正利用された。
- ◆通販サイトから指定された銀行口座に代金を振り込んだのに商品が届かない。

⚠ “偽サイト” かどうかのチェックポイント

- サイトのURLの表記がおかしい。 日本語の字体、文章表記がおかしい。
- 販売価格が大幅に値引きされている。 事業者の住所の記載がない。住所がデタラメや無関係。
- クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、支払い方法が限定されている。

☆もし偽サイトから注文したことに気が付いたら、電子メール等でキャンセルの連絡をしたうえで、下記の支払い方法に応じて素早く対処しましょう。

- ①クレジットカードの場合 すぐにクレジットカード会社に連絡します。カードの利用明細は定期的に確認し、不正利用の被害を早期に把握しましょう。
- ②銀行口座等への前払いの場合 すぐに振込先金融機関の窓口で連絡し、合わせて最寄りの警察に被害を届けるようにしましょう。
- ③代金引換サービスの場合 代金引換サービスで荷物が届いた場合でも、宅配事業者に代金を支払う前に、送り状の「依頼人」の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合または注文した覚えがない場合は代金を支払わず、受取拒否をしましょう。

困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎029-291-1690(直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)

高齢者世帯対象

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた電話機等の購入経費の一部を補助します。

■補助金を受けられる方（補助対象者）

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りです。

- ①茨城町に住所を有し、現に居住されている方
- ②令和5年度中において、満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方（同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。）
- ③町税等を滞納していない方

■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ固定電話機、または固定電話機に接続して使用する機器。

- (1) 通話録音装置 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
- (2) 着信拒否装置 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。

注) 申請前に購入した電話機等は対象となりません。

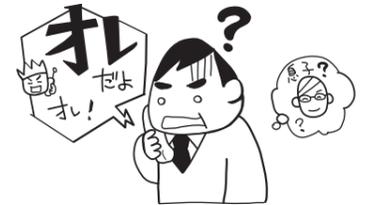
■補助金額

購入・設置費用の5分の4（上限10,000円、100円未満は切り捨て）

(例) 12,500円で購入・設置（消費税込み）

12,500円×4/5＝10,000円

補助額 10,000円、個人負担費用は2,500円



- 申請方法 電話機等の購入及び設置前に、秘書広聴課へ申請をお願いします。（郵送または窓口にて受付）

〈申請時に必要なもの〉

- ①特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②購入予定機器の機能が確認できる書類の写し（カタログ等）
- ③購入予定額を確認できる書類（見積書等）
- ④町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- ⑤印鑑

※代理申請の場合は、①～⑤に加えて

- ⑥委任状（様式第3号）
- ⑦代理の方の本人が確認できる身分証明書（運転免許証等）
- ◎上記申請書類は、秘書広聴課で配布または、町ホームページからダウンロードできます。

- 申込期限 6月30日（金）
※閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分（郵送のみ締切日当日消印有効）
※申請多数の場合、抽選となります。

- 受付窓口 秘書広聴課 協働推進グループ（2階13番窓口）

【問合せ先】 秘書広聴課 ☎029-291-8802(直通)